

「学校いじめ防止基本方針」

RO3.4.20改訂
帯広市立大空中学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

【基本理念】

「いじめは許されないこと」

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

生徒は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者その他の関係者との連携を図り、学校全体で、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉（生徒指導委員会を基本とする）

校長、教頭、各学年生徒指導担当、養護教諭、学級担任、こころの教室相談員
スクールカウンセラー

〈活 動〉

- ①いじめの防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること

- ・ 取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・ 発見されたいじめ事案への対応

〈開 催〉

- 週1回の生徒指導委員会を定例会とする
（現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う）
その後、全教職員へ文書で周知、必要に応じて朝の打合せで報告
- いじめ事案発生時は緊急開催する

3 いじめの防止等に関する措置

（1）いじめの防止

○生徒と生徒・生徒と教職員・生徒と保護者、地域の人間的ふれあいを基本とする。

①学級

- ・ 自己有用感が得られる学級づくり

②授業時間

- ・ 学びの約束（学習常規）の定着
- ・ 授業づくり（わかる授業・全ての児童が参加・活躍できる授業）
- ・ 校内研修と結びついたコミュニケーション能力の向上
- ・ 道徳の時間・学級活動の時間での指導
- ・ 教師に不適切な指導が無いように細心の注意

③学校行事

- ・ 体育祭、文化祭、儀式的行事

④生徒会活動

- ・ あいさつ運動 いじめ・非行防止サミット DSD ソング

- ⑤地域との交流
 - ・大空連合町内会一斉清掃（校地内の落ち葉拾い）、赤い羽根共同募金への協力、校舎内のペンキ塗り作業
- ⑥落ち着いた学校風土
 - ・決まりを守る指導 大空中学校「スマホ」の約束」
- ⑦保護者、地域の協力
 - ・懇談会、学校便り、学級便り等による啓発
 - ・CS協議会と連携した情報収集と啓発
 - ・インターネット等情報モラルの啓発

(2) いじめの早期発見

- ①いじめの調査等
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 5月、9月、11月、2月（年4回）
 - ・アセスの実施 5月、9月（年2回）
- ②教職員による生徒観察
 - ・日常のささいな変化への気づき、情報の共有、速やかな対応・・・記録の収集 教育相談5月・10月（年2回）
- ③保護者・地域による生徒観察
 - ・生活に変化はないか
 - ・学校へ連絡していただける信頼関係が基本
- ④いじめ相談電話等、いじめ相談窓口の周知
 - ・カードの配布

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
- ②いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事案への対処（国が示したフローチャートに従う）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。

※生徒や保護者からいじめられ重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校基本方針のPDCAサイクル

- 4月 ・本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知
- 6月 ・第1回いじめアンケート調査 アセス実施
- 7月 ・第1回学校評価
- 8月 ・改善点の確認
- 9月 ・第2回いじめアンケート調査 アセス実施
- 11月 ・第3回いじめアンケート調査
- 12月 ・第2回学校評価
- 1月 ・改善点の確認
- 2月 ・第4回いじめアンケート調査 活動の評価と次年度の計画